

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所調査研究部病虫害危険度評価担当
部署の業務内容	植物に付着する病虫害の危険度評価及び植物検疫措置に関する調査研究及びこれらにかかる資料の収集等

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・電話等での照会に対し、丁寧・誠実・親切な対応をしている。来訪者には挨拶をする。見学者からの業務に関する質問には図表を用い説明し、理解が得られるよう工夫をしている。事務所内に所長の「留意する事項」(スローガン)を掲げ、これに取り組んでいる。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	・具体的な評価の表明はない。今後も丁寧・誠実・親切に対応する。
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	・対応が放置されたりすることはなかったと考える。部課長会議での各職場で起きたトラブルのついて打合せの中で取り上げ、そのようなことが生じないよう職員間で情報交換をしている。また、職場点検をあわせて行っている。 ・横浜植物防疫所として苦情等を受けた場合の対応マニュアルが作成され、統括、次席が対応することとしている。また、苦情等を受けた場合はその内容をまとめデータベース化を図り職場内で共有できるような仕組み作りに所として取り組んでいる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・検疫措置の変更に際し本省が開催する公聴会等で技術説明を担っている。説明が、科学的根拠に基づくものであること、図表等を入れ国民に理解されること念頭に工夫している。 ・公聴会等での質問や意見に対しては科学的根拠をもとに回答している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	—	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	病虫害の危険度評価やそれらの侵入を防ぐ植物検疫措置は科学的根拠に基づく。農業関係者と消費者の利益が不一致となることを常に認識している。両者の理解が得られるよう科学的根拠を基本に取り組んでいる。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	直接的に関連する事項はないが、植物検疫措置は、健康な輸入農作物の確保もって食料の安定供給を目指すものである。食の確保は「食の安全」につながっている。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	・健康な輸入農作物の確保もって食料の安定供給を目指す植物検疫は、「食の安全」につながる。検疫措置の検討は密接にそれと関連している。 ・植物検疫措置は輸入植物に付着する病害虫による国民への悪影響(経済的被害)を未然に防ぐためにある。 ・植物検疫措置は科学的根拠に基づいたPRAにより実施されている。 ・輸入植物に付着する病害虫が国民が食する輸入農作物や農業生産者の財産である農作物に悪影響を与えないよう、病害虫の侵入を未然に防ぐために植物検疫措置はある。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	○	
		第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	○	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務への 反映			